

令和5年度 弘前市職員採用資格試験 (社会人追加【民間企業等経験者】)

弘前市職員採用情報



弘前市が求める人材

少子高齢化が進行する中で地域コミュニティを維持し、また、エリア担当制度や災害時の対応など、職員自らが地域協働の担い手として活動するためには、地域の状況や市民ニーズを的確に把握する必要があります。

市職員も生活の中で一市民として、市が行う仕事を日常的に感じる事が大切であると考えており、そのために、『職員の市内居住』を推進しております。

この方針に共感し、採用後は弘前市内に居住できる方の応募をお待ちしております。

1 試験職種、職務内容及び採用予定人数

| 試験職種 | 職務内容 | 採用予定人数 |
|-------|--------|--------------------|
| 社会人追加 | 建設（土木） | 土木技術の専門的職務 2人程度 |
| | 建設（電気） | 電気技術の専門的職務 2人程度 |
| | 福祉 | 福祉の専門的職務 2人程度 |

2 受験資格

次の(1)から(5)までの要件を満たす者が受験できます。

(1) 昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者

(2) 日本国籍を有する者

(3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項（次のアからウ）のいずれにも該当しないこと。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4) 資格要件 以下の職種については、次の資格のうち1つ以上を有すること。

建設（土木） 技術士又は技術士補（建設部門、上下水道部門、農業部門又は森林部門のいずれか）、
1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、測量士、
1級造園施工管理技士、2級造園施工管理技士

建設（電気） 技術士又は技術士補（電気電子部門）、エネルギー管理士、第一種電気主任技術者、
第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者

福祉 社会福祉士

最終合格者には、資格要件を証明する資格証等の写しを提出していただきます。資格要件を満たすことが確認できない場合は、合格を取り消します。

(5) 職務経験要件（各職種共通）

令和5年4月1日現在で、民間企業等（国、県や地方公共団体の期間を含む。）における正規職員としての勤務経験が3年以上あること。（任期付職員、契約社員も含む）

職務経験は、民間企業等の正規職員として6か月以上継続して就業した期間が該当します。（自営業の期間は含みません。）

勤務期間の計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月はすべて就業していたものとみなします。

複数の企業・団体での勤務期間を合算できます。ただし、同時に複数の企業・団体に勤務している場合は、そのいずれか一つの勤務期間のみを合算することができます。

最終合格者には、職務経験を証明する書類を提出していただきます。3年以上の職務経験が確認できない場合は、合格を取り消します。

3 第一次試験

(1) 試験日及び場所 令和5年12月3日(日) 弘前市役所内会議室(弘前市大字上白銀町1-1)

注) 災害等により試験の実施日程等に変更が生じた場合は、市ホームページ及び弘前市職員採用試験公式X(旧ツイッター)への掲載等によりお知らせします。

(2) 試験の方法

| 試験種目 | 内容・出題分野 |
|---------|--|
| 適性検査 | 照合、分類、計算等の正確さ、迅速さ等作業能力 【五肢択一式筆記試験】(100題 10分) |
| 社会人基礎試験 | ① 社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野及び論理的な思考力を問う分野【四肢択一式筆記試験】(75題 90分) |
| | ② 社会人の職務・職場への適応性等 【四肢択一式筆記試験】(150題 20分) |

各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、ひとつでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点が高くても不合格となる場合があります。

(3) 第一次試験での加点の取り扱い

ア 全試験職種において、次に掲げる手帳等を有する者に総合得点に10点を加点します。

※ 下記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

- ① 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)
- ② 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書
- ③ 精神障害者保健福祉手帳

上記に該当する者は、各種手帳等の写し1部を添付してください。(氏名、生年月日が記載された部分のほか、身体障害者手帳については「身体障害者等級表による級別」「障害名」が記載された部分を、精神障害者保健福祉手帳については「障害等級」「交付日」「有効期限」が記載された部分を、それぞれコピーしてください。)

また、第一次試験当日に原本を確認しますので持参してください。

イ 全試験職種において、令和5年10月25日現在、弘前市で育児休業代替任期付職員として勤務している者に勤務成績に応じて、第一次試験で5点又は10点を加点します。(加点がない場合もあります。)

(4) 第一次試験合格発表予定日 令和5年12月13日(水)

弘前市役所前の掲示板(観光館側公衆電話横)に掲示します。

文書による通知は、合格者のみに行います。

市のホームページにも掲載予定です。ホームページ・アドレス <http://www.city.hirosaki.aomori.jp>

4 第二次試験

(1) 試験日及び場所 第一次試験合格者に対して、直接通知します。

(2) 試験の方法 性格検査、小論文試験及び面接試験を行います。

5 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、原則として合格発表の日の翌日から起算して1年間です。採用の時期は、原則として令和6年4月1日以降です。

最終合格者であっても、採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合には、採用されないことがあります。

6 試験結果の提供

この試験で不合格になった場合、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、受験者本人が口頭で試験結果の提供を求めることができます。なお、本人以外の代理人には提供しません。

提供を求める際には、本人確認が可能な顔写真が添付された書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、学生証等）を持参し、総務部人事課（市役所前川本館2階）へ直接おいでください。

受付時間は、平日の、午前8時30分から午後5時までです。

提供する期間は、合格発表の日から1か月間です。

提供する内容は、第一次試験、第二次試験ともに順位と得点です。

7 給与・勤務条件等（令和5年4月1日現在）

（1）職位

採用時の職位は「主事・技師」を予定していますが、一定の基準を満たす場合には「係長（総括主査・主査）」として採用される場合があります。

職制の基本構成

部長（理事）－課長（参事）－課長補佐（総括主幹・主幹）－係長（総括主査・主査）－主事・技師

（2）基本給月額（初任給） 初任給は、民間企業等における職務経験に応じて決定されます。

例1）高校卒業後、民間企業15年勤務、主事採用の場合 → 月額 231,300円

例2）大学卒業後、国家公務員15年勤務、係長採用の場合 → 月額 274,600円

※上記例の初任給は、参考額であり、職務経験により異なります。

※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げ又は引下げ）することもあります。

（3）諸手当 6月、12月に期末・勤勉手当が、11月～3月に寒冷地手当が支給されます。

また、要件を満たした場合には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

（4）勤務時間 1日7時間45分、週38時間45分（原則）

（5）休暇制度 年次有給休暇（年20日。4月1日採用の場合は、その年は15日。残日数は、20日を限度として翌年に繰越し） 病気休暇、特別休暇等

8 受験手続

次の書類を弘前市総務部人事課人事研修係（市役所前川本館2階）に提出してください。

○受験申込書 1通 必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼ってください。

○受験票 1通 受験票は、次のいずれかにより準備してください。

・郵便はがき（63円）に、市ホームページに掲載している「受験票様式」を印刷または貼付けし、返送先住所・氏名を記入する。

・人事課で交付する「受験票様式」を、郵便はがき（63円）に貼付けし、返送先住所・氏名を記入する。

記載事項に不正があると受験が無効となったり、合格が取り消される場合があります。

※受験申込書及び受験票の様式は市ホームページからダウンロードできます。

受験申込書はA4サイズの紙に印刷して提出してください（両面印刷可）。

※郵送で入手したい場合は、返送先の住所・氏名を明記し、120円切手を貼付した返信用封筒（角2号）を同封して、

封筒の表に「社会人追加試験案内希望」と朱書きして、弘前市総務部人事課人事研修係へ郵送してください。

9 申込受付期間等

○申込受付期間 令和5年10月25日（水）から令和5年11月21日（火）まで（必着）
（土曜日、日曜日は閉庁していますので、受付をしません。）

○受付時間 午前8時30分から午後5時まで（この時間内に受付場所に到着したものに限り受付をします）。

○受付場所 市役所前川本館2階人事課人事研修係

なお、郵送による場合は、令和5年11月21日（火）までに到着したものに限り受付をします。

また、簡易書留によらない場合の郵便の事故等については、一切考慮しません。

10 受験票の交付

受験票は、令和5年11月24日（金）ころ発送する予定です。なお、受験票が11月29日（水）までに届かない場合は、問い合わせ先へ連絡してください。

帰省等による行き違いがないよう、受験票の宛先は確実に受領できる住所を記入してください。

11 問い合わせ先

問い合わせは、弘前市総務部人事課人事研修係（〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1
電話 0172-35-1111 内線533・544 又は 0172-35-1119（直通））にしてください。

試験に関する情報は、市ホームページ及び弘前市職員採用試験公式X（旧ツイッター）に掲載しています。

※注意事項

市役所立体駐車場及び周辺駐車場は有料となっております。また、試験当日のイベント等の状況により駐車できない場合もありますので、ご注意ください。

また、試験会場である弘前市役所の敷地内は、**全面禁煙**です。

敷地内での喫煙、その他係員の指示に従わない場合等は、受験を停止させることがありますので注意してください。